

5 生活排水対策関係

(生活排水対策に関する施策の実施等関係 条例第83条)

(生活排水対策に関する施策の実施等)

第83条 県は、生活排水対策(生活排水(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第9項に規定する生活排水をいう。以下同じ。))の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るための必要な対策をいう。以下同じ。)に係る広域にわたる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 知事は、生活排水対策に関する基本方針を策定するものとする。
- 3 前項の基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 生活排水対策についての県民及び事業者に対する啓発に関する事項
 - 二 市町村が実施する生活排水対策に関する施策の総合調整に関する事項
 - 三 その他生活排水対策に関し必要な事項
- 4 知事は、前項の基本方針を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(趣旨)

この規定は、公共用水域の汚濁負荷量の大きな割合を占める生活排水についてその対策を推進する観点から、昭和55年に制定した愛知県生活排水対策推進要綱の内容を条例に位置づけ、主体となって推進する市町村及び県民、事業者が一体となり実践活動など必要な対策を定めたものです。

また、基本方針は生活排水に係る公共用水域の水質汚濁の防止を図り、水環境の保全に資するため、生活排水対策を総合的かつ計画的に進めることが極めて重要であることから、生活排水対策を進めるうえでの基本的事項を知事が定めるものです。

(解説)

- (1) 「生活排水対策」とは、従来から慣用的に行政用語として用いられてきた生活雑排水及びし尿を含めた生活排水の処理に係る対策です。生活排水のうちでも未処理での公共用水域への排出が禁止されているし尿及び一定の放流水質の確保がされている生活排水処理施設からの放流水以外のものについて、未処理での排出による水質の汚濁を防止するための対策が中心となるものです。
- (2) 「事業者」とは、事務を継続して行う者であって、その事業が営利を目的とするか否かを問いません。事業者は、地域社会を構成する一員であることから、生活排水対策に自主的に取り組むとともに、生活排水対策の実施への協力義務及び洗剤や食用油等の製品製造における生活排水対策への配慮など、環境基本法及び環境基本条例の規定例の趣旨を踏まえ、事業者としての役割を果たす必要があります。

(生活排水を排出する者の責務等関係 条例第84条)

(生活排水を排出する者の責務等)

第84条 生活排水を排出する者は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るため、調理くず、廃食用油等の適正な処理、洗剤の適正な使用その他の生活排水対策を自主的に行

うとともに、県が実施する生活排水対策に関する施策に協力するよう努めなければならない。
2 事業者は、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷の低減を図るため、公共用水域の水質の保全に配慮した製品の開発及び製造その他の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する生活排水対策に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(趣旨)

この規定は、生活排水の汚濁負荷量を削減するため、発生源対策として生活排水を排出する者の自主的な取組みや事業者の責務を、具体的に例示するとともに、県の施策への協力を努力義務規定として設けたものであり、環境基本法及び環境基本条例の趣旨を踏まえています。

(解説)

- (1) 「調理くず、廃食用油等の適正な処理、洗剤の適正な使用その他の生活排水対策」とは、「調理くず」、「廃食用油等の処理」、「洗剤の適正な使用」は、家庭でできる水質保全の心がけの例示としてあげたものです。調理くずについては、水切りネットを使用した三角コーナーを設置する。廃食用油については、使いきるよう心がける、使った後は新聞紙に含ませてゴミとして適正に処理する。洗剤については、無りん洗剤、粉石鹼を適正な量を計量して使用する等が挙げられますが、その他にもジュースなどの飲み残しを流さないようにする、食後の食器の汚れのふき取り等の台所対策の実践活動のように幅広くとらえております。
- (2) 「県が実施する生活排水対策に関する施策に協力するよう努めなければならない。」とは、生活排水対策は行政による生活排水処理施設の整備と併せ、県民がそれぞれの立場で推進することが肝要であり、生活排水対策の実施への協力としては、下水道等集合処理施設への早期接続、合併処理浄化槽への転換及び各種啓発事業への積極的参加等が挙げられます。
- (3) 「公共用水域の水質の保全に配慮した製品の開発及び製造その他の必要な措置」とは、生活排水による汚濁負荷の低減に資する製品の開発、製造の他に普及促進等が挙げられます。

Q 第84条に規定されている「生活排水を排出する者」及び「事業者」の責務に違反すると罰則はあるか。

A 努力義務を定めたものでありますので、罰則の規定はありません。しかし、平成15年8月22日に愛知県公報で公告している「生活排水対策に関する基本方針」にありますように、県民、事業者及び行政が一体となって生活排水対策実践活動に取組み、県民運動として推進することが重要ですので、遵守をお願いするものであります。

(生活排水の適正な処理関係 条例第85条)

(生活排水の適正な処理)

第85条 下水道が整備されている区域及び下水道法第4条第1項の事業計画において定められた同法第5条第1項第1号に規定する予定処理区域以外の区域において生活排水を排出する者は、合併処理浄化槽(浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽をいう。以下同じ。)を設置し、又は生活排水の排水管を集合処理施設(農業集落排水施設その他の生活排水を集合

処理する施設をいう。)に接続することにより、生活排水を適正に処理するよう努めなければならない。

(趣旨)

この規定は、水質汚濁の防止に有効な合併処理浄化槽の設置及び集合処理施設への接続促進を図るため規定したものです。

平成12年6月の浄化槽法改正法において、原則単独処理浄化槽の新設禁止とともに既存の単独処理浄化槽を使用する者について、合併処理浄化槽への転換又は構造変更についての努力義務が規定され、合併処理浄化槽は下水道と並ぶ恒久的な生活排水処理施設として位置づけられました。

家庭等での生活排水対策実践活動の心掛けとともに生活排水処理施設の整備が必要であり、下水道が整備されていない地域においては、合併処理浄化槽等の普及を促進することが重要となっています。

(解説)

- (1) 「下水道予定処理区域」とは、下水道法に基づく事業認可を受け、また現に工事が実施され、供用開始が予定される区域です。従って、予定処理区域においては、住民の二重負担、国庫の二重投資を避けるため、合併処理浄化槽の設置義務は除外されています。
- (2) 「合併処理浄化槽」とは、便所と連結してし尿とこれと併せて生活雑排水を処理して放流するための設備・施設であって、下水道、し尿処理施設以外のものです。

Q 第85条において合併処理浄化槽の設置の義務付けのある区域は、どうすればわかるのか。

A 義務付けされる区域は、下水道の整備及び予定処理区域以外の区域です。詳細は、お住まいの市役所又は町村役場の下水道等関係課へお尋ねください。